



Kaiyo Sailing Cup

420, FJ, レーザーラジアル

Sailing Instructions

1. 競技者への通告

競技者への通告は、大会webサイトに掲示される。

2. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、その日の最初のレースのスタート予告信号予定時刻の60分前までに掲示される。

ただしレース日程の変更については、発効する前日の18時までに掲示される。

3. 陸上で発する信号

3.1 陸上で発する信号は、レガッタ・オフィス南側の信号柱に掲揚する。

3.2 回答旗が陸上で掲揚された場合、規則 レース信号「回答旗」の"予告信号は、降下の1分後に発する。"の1分後を、30分以降に置き換える。

3.3 音響1声と共に掲揚されるH旗は、「安全上の理由で出艇を禁止する。」を意味する。
艇はH旗が降下されるまでハーバーを離れてはならない。

4. クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

クラス	説明
420	白地に水色の420の形象
FJ	緑地に赤色のレーザーの形象

5. コース

予告信号以前に、レース委員会信号艇のスタートボード・サイドに、クラス別の帆走すべきコースを掲示する。

またレース委員会信号艇のスタートに、最初のレグのおおよそのコンパス方位、最初のマークまでのおおよその距離を掲示する。

6. マーク

6.1 マーク1、2、3s、3p、4sおよび4pは、オレンジ色の円筒形のブイとする。

6.2 スタート・マークおよびフィニッシュ・マークは、レース委員会艇とする。

6.3 指示8にあるコースの次のレグを変更するマークは、黄色の円筒形のブイとする。

7. スタート

7.1 規則レース信号「オレンジ旗」に以下を追加する。

レースが間もなく始まるごとに艇に注意喚起するために、予告信号を発する5分前までに、レース委員会信号艇に音響1声と共にオレンジ旗を掲揚する。

7.2 スタート・ラインは、スタート・マーク上でオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。

7.3 FJは420と同時スタートとする。

7.4 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、「スタートしなかった(DNS)」として記録される。これは規則A5.1、A5.2を変更している。

7.5 レースが再スタート、または再レースとなった場合に掲示される規則30.4に違反した艇のセール番号は、次のレースの予告信号以前にレース委員会信号艇のスタートボード・サイドに掲示される。

7.6 指示7.5以外で、スタート時にUFDまたはBFDと記録された艇のセール番号を、レース委員会信号艇のスタートボード・サイドに掲示される。この掲示の不備に関して、艇からの救済の根拠とはならない。これは規則60.1(b)を変更している。

8. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は元のマーク(またはフィニッシュ・ライン)を新しい位置に移動する。

9. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上で青色旗を掲揚しているポールの間とする。

10. タイム・リミットとターゲット・タイム、およびフィニッシュ・ウンドウ

10.1 タイム・リミットとターゲット・タイム、およびフィニッシュ・ウンドウは次のとおりとする。

クラス	タイム・リミット	マーク1のタイム・リミット	フィニッシュ・ウンドウ	ターゲット・タイム
420	70分	25分	10分	45分
FJ	70分	25分	10分	50分
レーザーラジアル	70分	25分	10分	50分

10.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しそうもない場合、レース委員会はそのレースを中止することができる。

これは規則32.1を変更している。

10.3 ターゲット・タイムどおりにならなくとも救済要求の根拠とならない。これは規則62.1(a)を変更している。

10.4 最初の艇がコースを帆走してフィニッシュ後10分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。これは規則35、A5.1、A5.2を変更している。

11. ペナルティー方式

11.1 「SP」と記載された帆走指示書の規則の違反に対する標準ペナルティーガイドラインは、7月17日(土)までに掲示される。

標準ペナルティーが課せられた艇は、得点略語「STP」を用いて記録される。これは規則A10を変更している。

11.2 規則T1に基づく「レース後のペナルティー」を履行した艇は、得点略語「ARB」を用いて記録される。これは規則A10を変更している。

11.3 レース公示の規則、およびクラスルール違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することができる。

12. 審問要求

12.1 抗議書はレガッタ・オフィスで入手できる。抗議および救済、または審問再開の要求は、適切な時間内にレガッタ・オフィスに提出されなければならない。

12.2 抗議締切時刻はその日の最後のクラスの最終レースの終了時刻、またはレース委員会が「本日これ以上レースを行わない」という信号を発した時刻のいずれか遅い方の60分後とし、その時刻を公式掲示板に掲示する。

12.3 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために、抗議締切時刻から15分以内に通告を公式掲示板に掲示する。審問はプロテスト・エリアにて掲示された時刻に始められる。

12.4 規則42の違反によりペナルティーを課せられた艇のリストは、公式掲示板に掲示する。

13. 得点

掲示されたレースまたはシリーズの成績について誤りがあると思われる場合、艇はレガッタ・オフィスにて入手することができる「得点照会申請書」を用いてレース委員会に照会を求めることができる。

14. [NP] 安全規定

14.1 出艇申告と帰着申告は、Google フォームを活用したチェック・アウト/チェック・イン・システムを用いる。

14.2 [SP] 選手は、出艇前の予告信号予定時刻の80分前から20分前までの間に、Google フォームに用意された出艇申告に関わる事項を入力し、送信しなければならない。また帰着後は、Google フォームに用意された帰着申告に関わる事項を入力し送信しなければならない。その日のレース終了後は、遅くとも抗議締切時間までに、帰着申告に関わる事項を入力し送信しなければならない。

14.3 [SP] 出艇しない艇は、出艇申告受付時間内に、またレースからリタイアする艇は帰着後速やかに、Googleフォームに用意されたリタイヤに関する事項を入力し送信しなければならない。レースからリタイアした艇は、可能であればコースを離れる前にレース委員会艇、またはプロテスト委員会艇にリタイアの意思を伝えなければならない。

14.4 レース委員会は救助を必要とすると判断した場合、競技者の意向に関わらず競技者を救助することができる。この強制救助は艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。

14.5 レース委員会信号艇艇でH旗の上に回答旗、またはH旗の上にN旗が掲揚された場合、全ての艇は速やかに陸上に戻り、陸上で更なる信号を待たなければならない。これは規則 レース信号を変更している。

15. [NP] [DP] 装備の交換

15.1 損傷による修理交換、または紛失した装備の交換は、テクニカル委員会の承認が必要であり、修理交換の要請は最初の適当な機会にテクニカル委員会に伝えなければならない。

15.2 損傷した装備の交換は、損傷と交換の両方の装備をテクニカル委員会に検査を受けて承認を受けなければならない。

15.3 損傷または紛失した装備の交換が海上の場合、帰着後最初の適当な機会に損傷した装備と交換した装備の両方をテクニカル委員会に提示し検査を受けなければならない。その交換はテクニカル委員会の承認を条件として、海上交換後に完了したレースにさかのぼって認められる。

15.4 開催地では、テクニカル委員会の許可を得ない限り、艇および装備品を洗剤を用いて洗ってはならない。

16. [NP] [DP] 装備と計測のチェック

艇または装備は、規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

17. オフィシャル・ボートの標識

オフィシャル・ボートの標識は次のとおりとする。

オフィシャル・ボート	説明
レース委員会艇	「C」と白字で記された黒色旗
プロテスト委員会艇	「JURY」と白字で記された赤色旗

18. 支援艇

- 18.1 [NP] [DP] 支援艇は、出艇前にレガッタ・オフィス前の支援艇出着艇申告所に用意された支援艇申告書にサインすると共に、傍受専用無線機の貸与を受けなければならない。貸与された無線機は、自然劣化を除き、貸与された状態を保全しなければならない。
- 18.2 [NP] [DP] 支援艇は、準備信号からレースが終了するまで、またはレース委員会がレースの延期あるいはレースの中止の信号を発するまで、艇がレースをするエリアに入ってはならない。艇がレースをするエリアとは、艇が帆走すると考えられるエリアから概ね100m外側を結んだ線の内側とする。
- 18.3 [DP] 支援艇は、指示18.5で規定された救助活動に従事する場合を除き、引き波の影響をレース中の艇に与えてはならない。
- 18.4 [DP] 支援艇は、レース委員会またはプロテスト委員会から、現在地よりさらに艇がレースをスルエリアから離れるよう指示された場合、直ちに従わなければならない。
- 18.5 規則37を以下の様に変更をする。
「レース委員会が音響1声とともに、レース委員会艇にV旗を掲揚した場合、支援艇はレースをしているエリアを含む全てのエリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。この場合、指示18.2の前段は適用されない。
ただし、支援艇は艇に対して救助活動を除いた援助を与えてはならない。」
- 18.6 [NP] [DP] 支援艇は、帰着後に支援艇出着艇申告所に用意された支援艇申告書にサインとともに、傍受専用無線を返却しなければならない。

19. ごみの処分

ごみは、支援艇、レース委員会艇、またはプロテスト委員会艇に渡してもよい。